

（改正案）

JAS法に基づく食品表示違反等に係る指示及び指導並びに公表
に関する指針

徳 島 県

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）第19条の13第1項及び第2項の規定に基づく飲食料品の品質表示基準に違反した事業者に対する同法第19条の14の指示及び指導並びに公表に関しては、対象となる違反事案が消費者の食品選択に対する阻害の程度や社会的影響の程度を勘案した上で、この指針により運用するものとする。

1 指示

品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる指導を行う場合を除き、指示を行う。（2）の指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

【指導を行う場合】

- （1）品質表示基準に定められた表示事項が表示されていないが、違反事業者が直ちに改善する意思を示しており、かつ軽微な表示欠落の場合、その場で口頭による改善指導を行う。（口頭指導）
- （2）品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、または遵守事項を遵守するよう、文書による改善指導を行う。（文書指導）
- （3）品質表示違反には該当しないものの、違反を惹起させるものとして、是正させる必要がある場合には、当該業者に対して文書により嚴重注意を行う。（嚴重注意）

2 書類の整備・保存に関する指導

事業者が飲食料品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、報告徴収又は立入検査を行った際に、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示しない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導する。

3 公表

(1) 指示をした場合には、次に掲げる事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①、②及び③の事項を公表することができる。

① 違反した事業者の氏名又は名称及び住所

② 違反事実（ただし、徳島県情報公開条例に照らして非公表と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

③ 違反事実に係る製品又は商品

④ 指示の内容

(2) 1の(3)の指導を行った場合には、当該事業者の氏名又は名称、住所及び指導の内容等を公表することができる。

(3) 2の指導をした場合であって、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより品質表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表する。

① 指導を受けた事業者の氏名又は名称及び住所

② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項

③ 指導の内容

④ 科学的手法による産地判別分析の結果

⑤ ④の結果、原産地又は原料原産地の表示に疑義があると判断された製品又は商品

(4) 公表の方法及び期間は次のとおりとする。

① 報道機関へ資料を提供するとともに、県のホームページへ掲載する。

② 県のホームページへの掲載期間は、6か月から1年間程度とする。

附則

この指針は平成21年6月10日から施行する。

附則

この指針は平成26年 月 日から施行する。